



# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日  
**2024年1月27日**

## 野村カルミニヤック・ファンド Aコース（ユーロ売り円買い） Bコース（為替ヘッジなし）

野村カルミニヤック・ファンド Aコース  
野村カルミニヤック・ファンド Bコース

追加型投信／内外／資産複合

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

**野村アセットマネジメント株式会社**

■ 金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

<照会先> 野村アセットマネジメント株式会社

- サポートダイヤル  
**0120-753104** 〈受付時間〉 営業日の午前9時～午後5時
- ホームページ  
<http://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

**野村信託銀行株式会社**

| ファンド名            | 商品分類    |        |                   |
|------------------|---------|--------|-------------------|
|                  | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) |
| A コース (ユーロ売り円買い) | 追加型     | 内外     | 資産複合              |
| B コース (為替ヘッジなし)  |         |        |                   |

| ファンド名            | 属性区分                 |      |                  |                      |       |
|------------------|----------------------|------|------------------|----------------------|-------|
|                  | 投資対象資産               | 決算頻度 | 投資対象地域           | 投資形態                 | 為替ヘッジ |
| A コース (ユーロ売り円買い) | その他資産 <sup>(注)</sup> | 年2回  | グローバル<br>(日本を含む) | ファンド・<br>オブ・<br>ファンズ | なし    |
| B コース (為替ヘッジなし)  |                      |      |                  |                      |       |

(注) (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分変更型))

\*属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2023年12月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：54兆8846億円（2023年11月30日現在）

|  |
|--|
| <p>この目論見書により行なう野村カルミニヤック・ファンド Aコース/Bコースの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年7月28日に関東財務局長に提出しており、2023年7月29日にその効力が生じております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。</li> <li>●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。</li> <li>●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。</li> </ul> |
|--|



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

インカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

新興国を含む世界各国の株式、債券（国債、政府機関債、社債等）を実質的な主要投資対象<sup>\*</sup>とします。

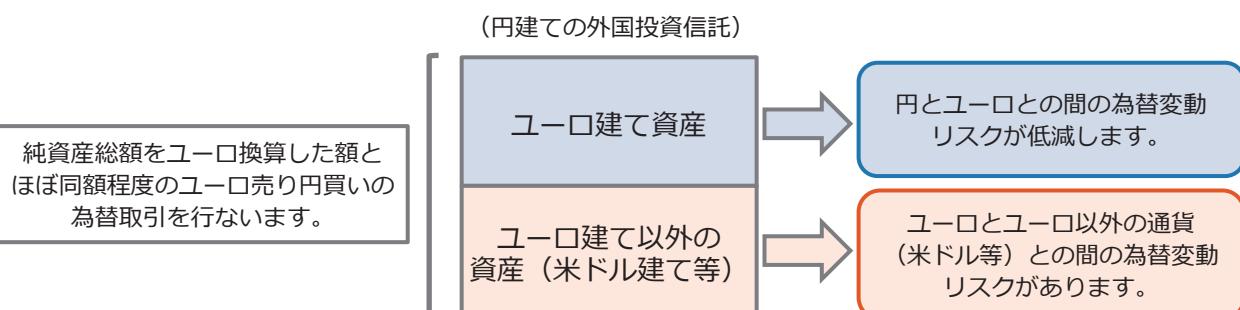
※「実質的な主要投資対象」とは、外国投資信託や「野村マネー マザーファンド」を通じて投資する、主要な投資対象という意味です。

### 投資方針

ファンドは投資する外国投資信託において、ユーロ売り円買いの為替取引を行なう「Aコース」と対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわない「Bコース」から構成されています。

### ■ Aコースにおける為替取引のイメージ ■

- Aコースでは、ユーロ建て以外の資産（通貨）についても「ユーロ売り円買い」の為替取引を行ないます。そのため、ユーロ建て以外の資産については、ユーロとユーロ以外の通貨（米ドル等）との間の為替変動リスクがあります。



※詳しくは後述の「為替変動リスク」をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

- 各々以下の円建ての外国投資信託「カルミニヤック・パトリモワン」および国内投資信託「野村マネー マザーファンド」を投資対象とします。

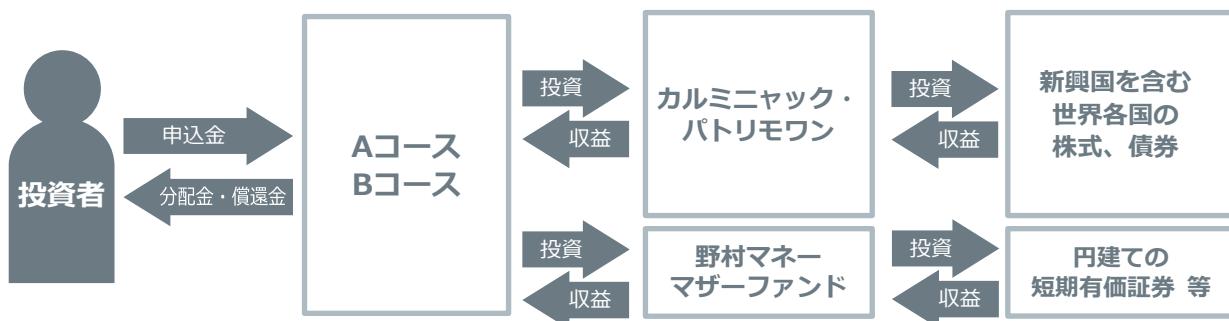
| ファンド名               | 投資対象   |
|---------------------|--|
| Aコース<br>(ユーロ売り円買い*) | (外国投資信託) カルミニヤック・パトリモワン A JPY inc<br>(「カルミニヤック・パトリモワン A JPYクラス」といいます。)<br>(国内投資信託) 野村マネー マザーファンド |
| Bコース<br>(為替ヘッジなし)   | (外国投資信託) カルミニヤック・パトリモワン B JPY inc<br>(「カルミニヤック・パトリモワン B JPYクラス」といいます。)<br>(国内投資信託) 野村マネー マザーファンド |

\*Aコースにおける「ユーロ売り円買い」とは、原則として純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買の為替取引を行なうことをいいます。

- 通常の状況においては、「カルミニヤック・パトリモワン」への投資を中心とします\*が、投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

\*通常の状況においては、「カルミニヤック・パトリモワン」への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

- ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



# ファンドの目的・特色

## 投資対象とする外国投資信託の概要

カルミニヤック・パトリモワン A JPYクラス／B JPYクラス  
(フランス籍円建て外国投資信託)

### <運用の基本方針>

| 主 要 投 資 対 象 | 新興国を含む世界各国の株式、債券（国債、政府機関債、社債等）   |
|-------------|--|
| 投 資 方 針     | <p>・ A JPYクラスおよびB JPYクラスを含む、ファンドの全クラスが共有するポートフォリオを通じて、新興国を含む世界各国の株式、債券（国債、政府機関債、社債等）、通貨、クレジットを主要投資対象とし、3年以上の投資期間において参考指数※を上回る投資成果を目指して運用を行ないます。パフォーマンス向上のため、各投資対象資産への投資は経済環境や市場動向に関する見通しに基づき、積極的かつ柔軟に管理します。また、市況動向等の低迷が予測される場合には、ファンドは保守的な運用戦略を用いる場合があります。</p> <p>※参考指標：ユーロ短期金利、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、ドルベース）をユーロ換算した指標、およびICE BofA Global Government Index（ドルベース）をユーロ換算した指標を年初時点でそれぞれ20%、40%、40%ずつ合成した指標</p> <p>・ ファンドは、各投資対象資産におけるロングポジションに加えてショートポジションを活用する場合があります。</p> <p>・ 各投資対象資産への投資配分比率は、想定リスクと期待リターンの見通しやリスク分散、グローバルなマクロ経済環境の分析を踏まえて決定します。</p> <p>・ 各投資対象資産内での各投資対象へのエクスポートジャーの決定は経済環境や各資産の市場環境に関する見通しや各投資対象に対する財務状況などの調査に基づいて行ないます。</p> <p>・ 投資適格格付を有する債券のほか、無格付の債券あるいは投資適格格付未満の債券にも投資を行なう場合があります。また、ファンドはアセットバック証券等の証券化商品にも投資を行なう場合があります。</p> <p>・ 効率的な運用を行なうために、為替、債券、金利、クレジット、株式、ETF、配当または各種指標等を裏付けとするデリバティブ取引（オプション、先物、先渡取引、スワップ取引等）を活用する場合があります。</p> <p>・ ワラント、転換社債、クレジットリンク債、新株予約権付社債等のデリバティブを内包した有価証券に投資を行なう場合があります。</p> <p>&lt;A JPYクラス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 実質的な通貨配分にかかわらず、原則として純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行なうことを基本とします。</li></ul> <p>&lt;B JPYクラス&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行ないません。</li></ul> |



# ファンドの目的・特色

|          |  |
|----------|--|
| 主な投資制限   | <ul style="list-style-type: none"><li>債券および短期金融商品への投資割合の合計は、ファンドの純資産総額の40%以上とします。</li><li>株式への実質投資割合（デリバティブ取引によるエクspoージャーを含みます）は、ファンドの純資産総額の0%以上50%未満とします。</li><li>新興国債券ならびに新興国株式への投資割合は、各々ファンドの純資産総額の25%以内とします。なお、中国国内市場の債券および株式ならびに短期金融商品への投資割合の合計はファンドの純資産総額の10%以内とします。</li><li>クレジットデリバティブ取引のエクspoージャーは、ファンドの純資産総額の30%以内とします。</li><li>金利スワップおよびエクイティデリバティブ取引のエクspoージャーの合計は、ファンドの純資産総額以内とします。</li><li>偶発転換社債を除き、デリバティブを内包した有価証券への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。</li><li>債券の平均格付は、ムーディーズ社もしくはS&amp;P社、またはその他の格付機関による投資適格格付以上とします。なお、格付がない場合で投資適格格付と同等の信用度を有すると管理会社が判断するものを含みます。</li><li>ポートフォリオ全体の平均修正デュレーションは、-4年から+10年までの範囲内とします。</li><li>外国為替取引はヘッジ目的に限定しません。</li><li>デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。</li></ul>   |
| 収益分配方針   | 年2回の決算時に、管理会社の判断により、分配を行なう方針です。  |
| 償還条項     | ファンドの純資産残高が30万ユーロを下回った場合、全てのクラスが解約された場合等には、ファンドを償還する場合があります。   |
| <主な関係法人> |  |
| 管理会社     | カルミニヤック・ジェスティオン・ソシエテ・アノニム  |
| 事務代行会社   | カセイス・ファンド・アドミニストレーション・ソシエテ・アノニム  |
| 保管銀行     | BNPパリバ エス・エー   |
| <管理報酬等>  |  |
| 信託報酬     | <p>基本報酬：純資産総額の1.00%（年率）</p> <p>実績報酬：各クラスの年初来騰落率から参考指数<sup>※1</sup>の年初来騰落率を差し引いた率がプラスの場合、当該クラスの実績報酬控除前の1口当たり純資産価格に、実績報酬率を乗じて得た額を日々計上<sup>※2</sup></p> <p>【実績報酬率】</p> <p>当該クラスの日次騰落率から参考指数<sup>※1</sup>の日次騰落率を差し引いた率の10%</p> <p>※1 各クラスの参考指数は以下の通りです。</p> <p>&lt;A JPYクラス&gt;</p> <p>ユーロ短期金利、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、ドルベース）をユーロ換算した指数、およびICE BofA Global Government Index（ドルベース）をユーロ換算した指数を年初時点でのそれぞれ20%、40%、40%ずつ合成了した指数</p> <p>&lt;B JPYクラス&gt;</p> <p>ユーロ短期金利、MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、ドルベース）をユーロ換算した指数、およびICE BofA Global Government Index（ドルベース）をユーロ換算した指数を年初時点でのそれぞれ20%、40%、40%ずつ合成了、円換算した指数</p> <p>※2 各クラスの年初来騰落率から参考指数の年初来騰落率を差し引いた率がマイナスの場合、計上済みの実績報酬額を上限とし、実績報酬控除前の1口当たり純資産価格に、当該実績報酬率を乗じて得た額が戻し入れされます。なお、最大過去5年間において、各クラスの騰落率から参考指数の騰落率を差し引いた率がマイナスとなる場合は、実績報酬は計上されません。最大過去5年間の期間は2022年1月1日以降の期間とし、当該期間は年次で更新されます。</p> |



# ファンドの目的・特色

|         |   |
|---------|---|
| 申込手数料   | なし  |
| 信託財産留保額 | なし  |
| その他の費用  | 信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、借入金の利息および立替金の利息など |

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

## ■指標の著作権等について■

- MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、ドルベース）のユーロ換算した指標は、投資対象とする外国投資信託の事務代行会社が独自に算出したものです。  
MSCIオール・カントリー・ワールド・インデックス（税引き後配当込み、ドルベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ICE BofA Global Government Index（ドルベース）のユーロ換算した指標は、投資対象とする外国投資信託の事務代行会社が独自に算出したものです。  
「ICE BofA Global Government Index SM/®」は、ICE Data Indices, LLCまたはその関連会社（「ICEデータ」）の登録商標です。当ファンドは、ICEデータによって支持・推奨・販売・販売促進されるものではなく、また、ICEデータは当ファンドに関して一切の責任を負いません。

\* 上記は2024年1月26日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 「野村マネー マザーファンド」について

残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。

## スイッチング

「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。）

## 主な投資制限

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 株式への投資割合     | 株式への直接投資は行いません。         |
| 外貨建資産への投資割合  | 外貨建資産への直接投資は行いません。      |
| デリバティブの利用    | デリバティブの直接利用は行いません。      |
| 投資信託証券への投資割合 | 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 |

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



## ファンドの目的・特色

### 分配の方針

原則、毎年5月および11月の13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。  
分配金額は、分配対象額の範囲内で、利子・配当等収益等の水準及び基準価額水準等を勘案し、委託会社が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けていますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|           |  |
|-----------|--|
| 株価変動リスク   | <p>ファンドは実質的に株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。</p> <p>特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の株価変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。</p>  |
| 債券価格変動リスク | <p>債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。</p> <p>ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。</p> <p>特にファンドの実質的な投資対象に含まれる新興国の債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。</p> <p>また、ファンドの実質的な投資対象に含まれる格付の低い債券や無格付の債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性や組入債券の元利金の支払遅延および支払不履行などが生じるリスクが高いと想定されます。</p>  |
| 為替変動リスク   | <p>「Aコース」が投資する「カルミニヤック・パトリモワ A JPYクラス」においては、原則として当該クラスの純資産総額をユーロ換算した額とほぼ同額程度のユーロ売り円買いの為替取引を行なうことにより、ユーロ建ての資産については為替変動リスクが低減しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。また、ユーロ建て以外の外貨建資産については、当該通貨とユーロとの間の為替変動の影響を受けます。例えば、米ドル建資産を保有している場合には、ユーロに対する米ドルの為替変動の影響を受けます。この場合、米ドルがユーロに対して安くなった場合には、基準価額が下落する要因となります。なお、円金利がユーロの金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。</p> <p>「Bコース」が投資する「カルミニヤック・パトリモワ B JPYクラス」においては、原則として対円での為替ヘッジを目的とした為替取引を行なわないため、為替変動の影響を受けます。</p> <p>特に新興国の通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。</p> |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。



# 投資リスク

## ■ その他の留意点

- ◆ ファンドのお取引に関しては、**金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該コースを繰上償還させます。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴なう売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資する新興国においては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。  
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ファンドは、投資対象である外国投資信託において、株価指数先物取引、債券先物取引および金利先物取引等を活用しますので、株価変動、金利変動等の影響を受けます。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響をうけ、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。
- ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。  
投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。  
分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# 投資リスク

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考查および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ●パフォーマンスの考查

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考查（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

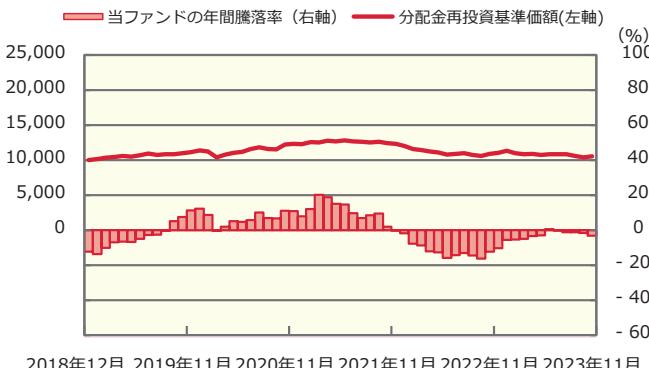


# 投資リスク

## ■ リスクの定量的比較 (2018年12月末～2023年11月末：月次)

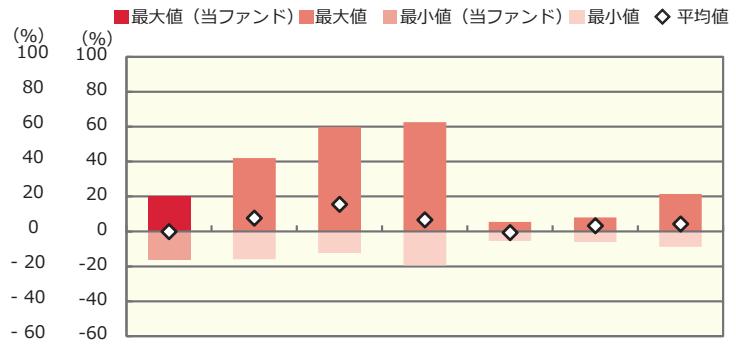
### Aコース

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年12月 2019年11月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

|         | 当ファンド       | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | <b>20.2</b> | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 8.0   | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 16.2      | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | △ 0.1       | 7.6    | 15.4   | 6.6    | △ 0.6 | 3.3   | 4.3   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

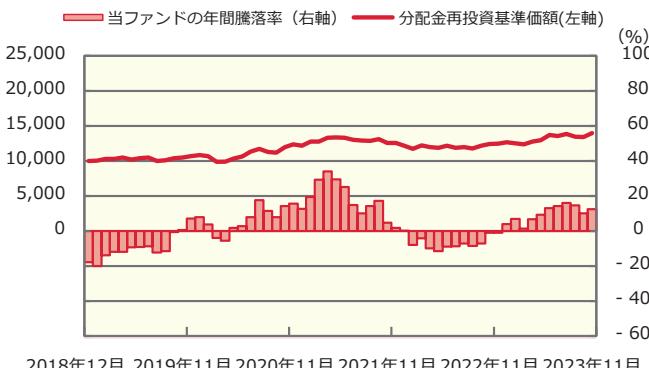
\* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

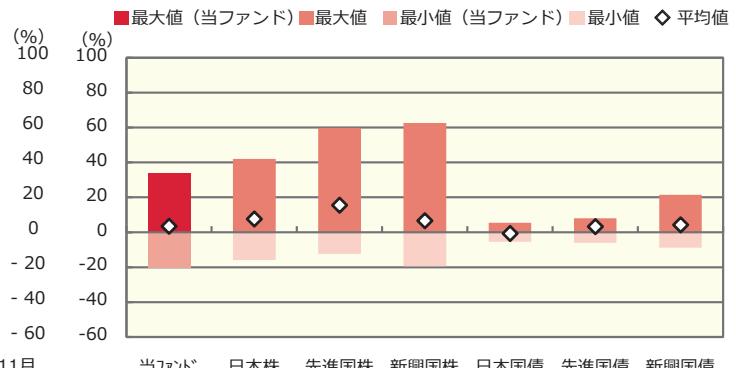
### Bコース

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年12月 2019年11月 2020年11月 2021年11月 2022年11月 2023年11月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

|         | 当ファンド       | 日本株    | 先進国株   | 新興国株   | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------------|--------|--------|--------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | <b>34.1</b> | 42.1   | 59.8   | 62.7   | 5.4   | 8.0   | 21.5  |
| 最小値 (%) | △ 20.1      | △ 16.0 | △ 12.4 | △ 19.4 | △ 5.5 | △ 6.1 | △ 8.8 |
| 平均値 (%) | 3.4         | 7.6    | 15.4   | 6.6    | △ 0.6 | 3.3   | 4.3   |

\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2018年12月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\* 2018年12月から2023年11月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

## <代表的な資産クラスの指標>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■ 代表的な資産クラスの指標の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）… 配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指標値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標は、株式会社J P X総研又は株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指標の算出、指標値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標章又は商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指標値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P Xにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）… MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指標です。同指標に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債… NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関しえ切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）… FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指標はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）… 「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス－エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指標」とよびます）についてここに提供された情報は、指標のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファームーション、或いは指標に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものではありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものではありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。  
米国のJP Morgan Securities LLC（ここでは「JPMSLLC」と呼びます）（「指標スパンサー」）は、指標に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指標に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指標スパンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指標スパンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指標は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指標に付随する情報について保証するものではありません。指標は指標スパンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指標スパンサーに帰属します。  
JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JP MorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

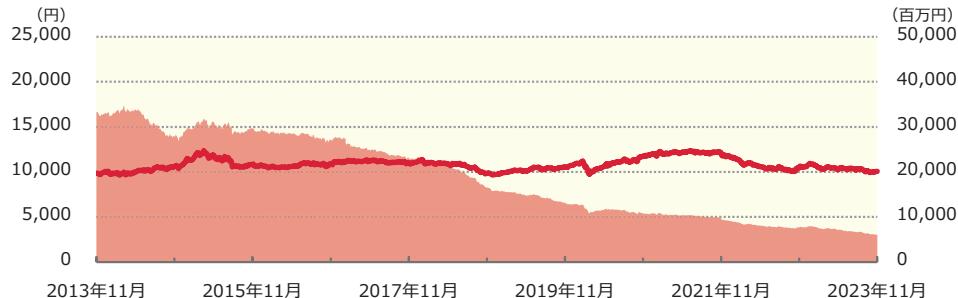


# 運用実績 (2023年11月30日現在)

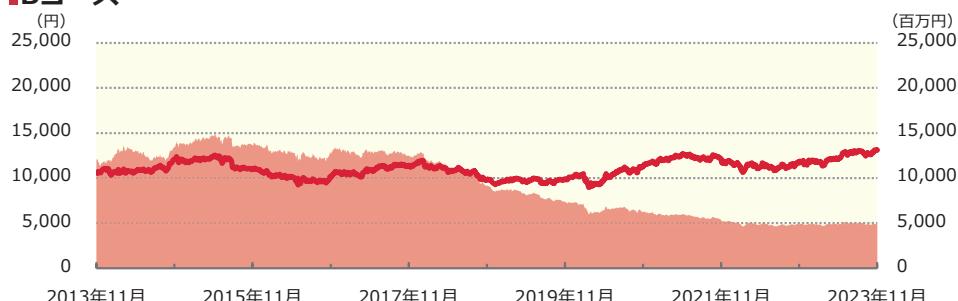
## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)

■ 基準価額 (分配後、1万口あたり) (左軸) ■ 純資産総額 (右軸)

### Aコース



### Bコース



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

### Aコース

|          |       |
|----------|-------|
| 2023年11月 | 0 円   |
| 2023年5月  | 10 円  |
| 2022年11月 | 10 円  |
| 2022年5月  | 10 円  |
| 2021年11月 | 10 円  |
| 設定来累計    | 170 円 |

### Bコース

|          |       |
|----------|-------|
| 2023年11月 | 10 円  |
| 2023年5月  | 10 円  |
| 2022年11月 | 10 円  |
| 2022年5月  | 10 円  |
| 2021年11月 | 10 円  |
| 設定来累計    | 160 円 |

## ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

### Aコース

| 順位 | 銘柄                      | 種類        | 投資比率 (%) |
|----|-------------------------|-----------|----------|
| 1  | カルミニヤック・パトリモワン A JPYクラス | 投資信託受益証券  | 99.1     |
| 2  | 野村マネー マザーファンド           | 親投資信託受益証券 | 0.0      |

### Bコース

| 順位 | 銘柄                      | 種類        | 投資比率 (%) |
|----|-------------------------|-----------|----------|
| 1  | カルミニヤック・パトリモワン B JPYクラス | 投資信託受益証券  | 98.7     |
| 2  | 野村マネー マザーファンド           | 親投資信託受益証券 | 0.0      |

「カルミニヤック・パトリモワン」の資産内容

※下記の投資比率は、カルミニヤック・パトリモワンの資産比率から算出しています。

株式組入上位銘柄

| 順位 | 銘柄                       | 国/地域 | 業種             | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------|------|----------------|----------|
| 1  | ELI LILLY & CO           | 米国   | ヘルスケア          | 2.6      |
| 2  | AMAZON.COM INC           | 米国   | 一般消費財・サービス     | 2.5      |
| 3  | MICROSOFT CORP           | 米国   | 情報技術           | 2.1      |
| 4  | HERMES INTERNATIONAL SCA | フランス | 一般消費財・サービス     | 2.1      |
| 5  | META PLATFORMS INC       | 米国   | コミュニケーション・サービス | 2.0      |



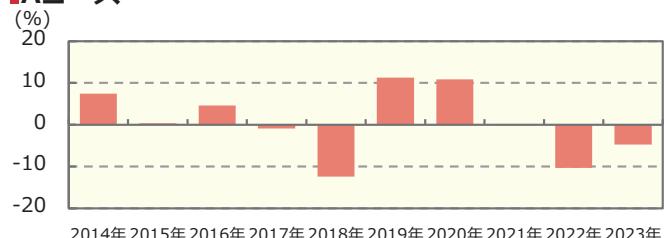
# 運用実績 (2023年11月30日現在)

## 債券組入上位銘柄

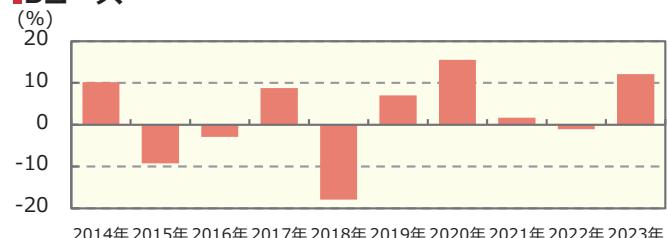
| 順位 | 銘柄                                   | 国/地域 | 投資比率 (%) |
|----|--------------------------------------|------|----------|
| 1  | ITALY 3.50% 15/01/2026               | イタリア | 4.6      |
| 2  | FRANCE 0.10% 01/03/2029              | フランス | 4.4      |
| 3  | ITALY 0.50% 01/02/2026               | イタリア | 2.9      |
| 4  | UNITED STATES 0.12% 15/04/2026       | 米国   | 2.3      |
| 5  | PETROLEOS MEXICANOS 4.88% 21/02/2028 | メキシコ | 1.0      |

## ■ 年間收益率の推移 (暦年ベース)

Aコース



Bコース



- ・ファンドの年間收益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの收益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの縦軸の目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|        |   |
|--------|---|
| 購入単位   | 1万口以上1口単位（当初元本1口=1円）または1万円以上1円単位<br>(購入コースには、分配金を受取る一般コースと、分配金が再投資される自動けいぞく投資コースがあります。原則、購入後に購入コースの変更はできません。) |
| 購入価額   | 購入申込日の翌々営業日の基準価額<br>(ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。)   |
| 購入代金   | 原則、購入申込日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。  |
| 購入に際して | 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。   |

|      |  |
|------|--|
| 換金単位 | 1口単位または1円単位                              |
| 換金価額 | 換金申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額        |
| 換金代金 | 原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。 |

|                   |   |
|-------------------|---|
| 申込締切時間            | 午後3時までに、販売会社が受けた分を当日のお申込み分とします。   |
| 購入の申込期間           | 2023年7月29日から2024年7月26日まで<br>*申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。  |
| 換金制限              | 大口換金には制限を設ける場合があります。  |
| スイッチング            | 「Aコース」「Bコース」間でスイッチングができます。<br>スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。<br>(販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行なわない場合があります。)           |
| 申込不可日             | 販売会社の営業日であっても、申込日当日または翌営業日が、「フランスの休日」である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。                                   |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。 |

|         |  |
|---------|--|
| 信託期間    | 2028年5月15日まで（2013年4月24日設定）   |
| 繰上償還    | 各ファンドにつき、主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、償還となります。<br>また、各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。 |
| 決算日     | 原則、毎年5月および11月の13日（休業日の場合は翌営業日）   |
| 収益分配    | 年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）   |
| 信託金の限度額 | 各ファンドにつき、1兆円   |
| 公告      | 原則、 <a href="http://www.nomura-am.co.jp/">http://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。               |
| 運用報告書   | ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。   |



# 手続・手数料等

|         |   |
|---------|---|
| 課 税 関 係 | <p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。<br/>配当控除の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>ファンドは、NISAの対象ではありません。</p> <p>* 上記は2023年11月末現在の情報に基づくもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p> |
|---------|---|

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用   |   |   |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
|--|---|---|--------|--|------------------|--|------------------|--|--------|--|------------------|---|--------|--|------------------|-----------------------------|--------|---------------------|--|---------------|-----------------------|--|---------------------------|
| 購入時手数料   | 購入価額に <b>3.3%（税抜3.0%）以内</b> で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額<br>（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）<br>購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。  |   |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| 信託財産留保額  | 換金時に、基準価額に <b>0.3%</b> の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。  |   |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                      |   |   |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| 運用管理費用<br>(信託報酬)   | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>信託報酬率の配分は下記の通りとします。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬率</th> <th>年0.99%（税抜年0.90%）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">支<br/>払<br/>先<br/>の<br/>お<br/>よ<br/>び<br/>役<br/>務<br/>の<br/>内<br/>容</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">委<br/>託<br/>会<br/>社</td><td>ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.37%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">販<br/>売<br/>会<br/>社</td><td>購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.50%</td></tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"></td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">受<br/>託<br/>会<br/>社</td><td>ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年0.03%</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">投資対象とする外国投資信託の信託報酬率</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">年1.00% + 実績報酬</td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">実質的な負担<sup>(注)</sup></td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><b>年1.99%程度（税込）+ 実績報酬</b></td></tr> </tbody> </table> <p>(注) ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。</p> <p>なお、投資対象とする外国投資信託は、運用実績に応じて実績報酬がかかります。詳しくは、前述の「投資対象とする外国投資信託の概要」をご覧ください。</p> |   | 信託報酬率  |  | 年0.99%（税抜年0.90%） | 支<br>払<br>先<br>の<br>お<br>よ<br>び<br>役<br>務<br>の<br>内<br>容 | 委<br>託<br>会<br>社 | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等 | 年0.37% |  | 販<br>売<br>会<br>社 | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等 | 年0.50% |  | 受<br>託<br>会<br>社 | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等 | 年0.03% | 投資対象とする外国投資信託の信託報酬率 |  | 年1.00% + 実績報酬 | 実質的な負担 <sup>(注)</sup> |  | <b>年1.99%程度（税込）+ 実績報酬</b> |
| 信託報酬率  |   | 年0.99%（税抜年0.90%）                            |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| 支<br>払<br>先<br>の<br>お<br>よ<br>び<br>役<br>務<br>の<br>内<br>容 | 委<br>託<br>会<br>社  | ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等  | 年0.37% |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
|  | 販<br>売<br>会<br>社  | 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内のファンドの管理および事務手続き等 | 年0.50% |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
|  | 受<br>託<br>会<br>社  | ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等                 | 年0.03% |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| 投資対象とする外国投資信託の信託報酬率                                      |   | 年1.00% + 実績報酬                               |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| 実質的な負担 <sup>(注)</sup>                                    |   | <b>年1.99%程度（税込）+ 実績報酬</b>                   |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |
| その他の費用・手数料   | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料</li> <li>・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</li> <li>・ファンドに関する租税</li> </ul> 等  |   |        |  |                  |  |                  |  |        |  |                  |   |        |  |                  |                             |        |                     |  |               |                       |  |                           |



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目                   | 税金   |
|------------------|----------------------|--|
| 分配時              | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税、復興特別所得税<br>及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記は2023年11月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 追加的記載事項

### ● ファンドの名称について

「野村カルミニヤック・ファンド Aコース」に「(ユーロ売り円買い)」、「野村カルミニヤック・ファンド Bコース」に「(為替ヘッジなし)」を付記する場合があります。

